

書評

中村満紀男著

『日本統治下の台湾と朝鮮における特殊教育—発展と停滞の諸相—』

明石書店、2022年、320頁

地域研究に求められるものは何か？

山本 和行

日本における台湾研究は、地域研究の一部として認知されている。では、地域研究は、その該当する地域に内在する課題について、その地域においてのみ向き合うことで完結するような研究であるかということ、おそらくそのようなことはないだろう。特に、社会のグローバル化が叫ばれて久しい現代社会において、その地域の現代的課題に向き合うためにはグローバルな視座が必要であるというのは当然のことであるし、それは歴史研究においても同様である。駒込武が『世界史のなかの台湾植民地支配——台南長老教中学校からの視座——』（岩波書店、2015年）において、「帝国日本による台湾植民地支配の歴史的意味を世界史的な脈絡のなかで問い直す」という課題を提起したように、植民地研究や帝国研究が提示してきた「世界史的な脈絡」を地域研究のなかに取り込み、かつ、そこからすべてを解釈するのではなく、「ミクロな空間に視座を定位」しながら、その地域の人々が直面した課題を浮き彫りにしていくような研究が、今の地域研究には求められている。そのためには、マクロ／ミクロ双方に対する、質量ともに充実した検討と、それにもとづいて地域的課題を広く深く理解することが必要である。

ここで論評する本書は、障害児教育・特殊教育をめぐる歴史研究を長年おこなってきた中村満紀男氏（以下、著者）が、「[大東亜戦争]終結以前の日本統治下の植民地であった台湾と併合国であった朝鮮における盲学校・聾啞学校教育の実態および特殊教育への発展に関する歴史的意義の究明を意図した研究の成果」（3頁）をまとめたものとして出版された。書名にも「台湾と朝鮮」が挙げられているところから、日本による植民地統治を受けた台湾と朝鮮半島を対象とした地域研究であるように見えるが、以下のように、著者はそうした狭い地域研究の枠組みから特殊教育のありようを検討することを批判している。

台湾と朝鮮の盲啞教育・特殊教育の歴史的意義を検討する場合、台湾または（および）朝鮮のみを抽出して検討するのではなく、一九世紀半ばから二〇世紀前半まで全世界に及んだ欧米植民地における盲啞教育・特殊教育の評価全体のなかで台湾・朝鮮についての評価を相対化する過程は不可欠なはずである。しかし実際のところ、このような問題意識に基づいて植

民地統治と盲啞教育・特殊教育との関係について、一元的かつ単純化して結論を下すほど研究の蓄積はない。したがって、植民地の盲啞教育・特殊教育の未熟さを植民国の統治の失敗に帰するという常套的結論に至る前に、歴史的事実に基づく基礎的研究が必要である。(3 頁)

したがって、著者は「序論」において、「これまでの定型的評価の限界を打開する研究方法」を提起し、「三つの比較基準」(14 頁)を設定したうえで、「日本統治下の台湾と朝鮮における特殊教育」に対する検討を展開している。その「比較基準」とは、1.「台湾と朝鮮における盲啞学校の成立と展開および特殊教育への発展を植民国・日本と対照しながら比較する」こと、2.「同時期のアジア・オセアニアにおける欧米植民地、そして植民地本国における盲啞教育と特殊教育について比較し、植民国特殊教育から植民地特殊教育への反映度も探る」こと、3.「台湾と朝鮮の盲啞教育の実態と特殊教育への発展状況を欧米のアジア植民地全体のそれと参照する」こと、の3つである(4 頁)。それぞれの地域における特殊教育の社会的位置づけや進展度合いの相違、および各地の状況をめぐる史料上の非対称性や欠落なども踏まえつつ、上記の検討をおこなったうえではじめて「日本統治下の台湾と朝鮮における特殊教育」についての「歴史的意義」を論じることが可能になるという著者の提起は、その研究水準の高さがより厳格に求めるものであるとともに、地域研究の可能性を広げるものとして受け止めることもできるだろう。

本書は、以上の「比較基準」をもとに検討が進められている。本書の章立ては、以下のとおりである。

- 一. 序論——これまでの定型的評価の限界を打開する研究方法——
- 二. 盲啞教育成立・発展の一般的条件と台湾・朝鮮・日本の盲啞教育の概括的比較
- 三. 台湾における州立二校体制の確立と革新的成果
- 四. 朝鮮における済生院盲啞部を中心とする盲啞教育の展開と不振
- 五. アジア等の欧米植民地における盲啞教育の状況——植民地間および宗主国との比較——
- 六. 結論——台湾・朝鮮の盲啞教育および特殊教育とアジア等植民地との比較——

まず、「盲啞教育成立・発展の一般的条件」として、「聾啞学校・盲学校のプロトタイプ」が形成された「欧米モデル」が提示される。それは、以下のような形である。

慈善事業としての成立から学校教育への発展、そして制度化、さらには公教育としての特殊教育制度への展開までには、事業の発議者と支持者、教師、障害児の保護者、社会、行政が、それぞれの過程や段階において必要な役割を果たしている。要は、欧米では盲啞教育の創始では民間事業としての発足が基本であり、事業の公共性が認識されるにしたがって行政が関与するようになり、特殊教育が学校制度の一環になると行政府による政策対象となる。(25 頁)

このような「欧米モデル」を提示したうえで、「台湾・朝鮮・日本の盲啞教育の概括的比較」がおこなわれる。制度上の特徴と歴史的な変遷を比較し、その外形的な特徴を以下のようにまとめている。

内地と外地では盲啞教育整備の進度に違いがあり、植民国である日本では全体的に整備が進行し、ついで台湾が追随したが、朝鮮は社会事業の枠組みから脱却できなかった。専門的な指導方法と教育内容が必要な盲啞教育の教員養成機関は、台湾・朝鮮には生まれなかった。また、大戦末によりやく内地から始まった初等教育における特殊教育制度は台湾に波及したものの、内地ですら実体化は端緒だけに止まり、欧米先進国の水準からは相当に遅れていた。(36 頁)

こうした視点をもとに、以下、台湾、朝鮮半島、および「アジア等の欧米植民地」における盲啞教育をめぐる記述が続くが、分析の大枠はここに引用した枠組みのなかにとどまるものとなっている。つまり、台湾については「州立二校体制の確立」、いわゆる台北州立台北盲啞学校と台南州立台南盲啞学校というふたつの州立学校の設立に至るまでの経緯や社会的背景、およびそれぞれの学校の教育実態に関するデータが整理されている。また、朝鮮半島においては「済生院盲啞部」の設立に至るまでの経緯や社会的背景、およびその教育的側面に関するデータが整理されている。つづく、「アジア等の欧米植民地」の盲啞教育に関する記述についても、それぞれの地域の制度的な特徴や関連するデータなどが網羅的に整理されており、台湾や朝鮮半島を含め、戦前における諸地域の盲啞教育の大まかな流れを把握することができるような内容となっている。

こうした意味で、本書は冒頭に引用したなかで著者が述べているとおり、確かに「基礎的研究」としての役割を果たすものであると言いうるが、そこから導き出されている本書の分析および「結論」には地域研究、とりわけ植民地研究の視点からは疑問に感じる点が少なくない。

その最たるところは、本書が欧米諸国における進んだ社会制度の整備を模範とする「近代化」への道程を所与の前提とし、その道程をいかに進んだかということを「成果」や「不振」、あるいは書名の副題にある「発展と停滞」といった歴史的評価につなげている点である。それは、たとえば本書において散見される、台湾では盲啞教育が「学校教育制度の一部に包摂」(187 頁)されたが、朝鮮半島では「学校教育制度に脱皮できなかった」(188 頁)という記述、あるいはより端的に、「盲啞教育は台湾では学校教育の一分枝になることに成功し、朝鮮では成功というレベルには達しなかった」(240 頁)という記述に表れているように、こうした歴史的評価の判断基準が、上述した「欧米モデル」をもとに、「慈善事業としての成立から学校教育への発展、そして制度化、さらには公教育としての特殊教育制度への展開」がどれほど進んだか、とりわけ、「特殊教育が学校制度の一環になる」ということを一定のゴールと見立てて評価していることから明白である。こうしたとらえ方は、本書における研究の背景として、著者が考える以下のような現代の特殊教育・障害児教育に対する問題意識が存在していることに起因しているのではないかと推察される。

〔特殊教育・障害児教育を考えるにあたっては〕トレンドに盛られた言辞だけによるのではなく、障害児（者）の生涯の生活を見通した教育計画に必要な資源を確保しつつ、対象者数は少ないが個人差の大きい視覚障害・聴覚障害児に適切な教育を提供するシステムの確立という相当に困難な課題への解を案出するに際して、自国の特殊教育の歴史的特質の再検討を回避することは不可能である。(255 頁)

いわゆる「社会的包摂 (social inclusion)」という理念の実現において、「視覚障害・聴覚障害児に適切な教育を提供するシステムの確立」が重要であることに議論の余地は少ないだろう。そのような「システムの確立」のためには、どのような条件がどのように整備・提供されなければならないのかということを理解し、その実現に向けた方途を示すことが歴史研究に求められることである。それにもかかわらず、その理解の仕方について、著者の当初の意図に反して、「一元的かつ単純化して結論を下す」方向になってしまったと読めてしまうことに問題があるように感じられる。

それはたとえば、著者が「結論」において、「朝鮮盲啞教育の不振の根本的理由」として、「朝鮮社会が近代化を忌避したことに辿り着く」(200 頁)と結論づけ、他方で、台湾は「近代化を受容」(242 頁)し、盲啞教育が「学校教育の一分枝になることに成功」したとする見方、その前提として、「〔日本〕内地は先進国との間隙を少しでも埋めるべく最も積極的に近代化を図り、台湾は逡巡を経て内地に続いたのに対して、朝鮮は近代化には消極的だった」(201 頁)という、「近代化」をめぐる「西洋（先進国）／日本／台湾／朝鮮」という権力構造の意識的、あるいは無意識的な取り込みに象徴的に示されている。ポスト・コロニアリズムの文脈において、戦前と戦後を貫く問題意識として、「植民地的近代」や「植民地近代化論」に批判的に向き合ってきた、あるいは向き合い続けている植民地研究・帝国研究から見ると、植民地の歴史的状況に対する上記のような見方は、本書の検討部分における詳細な概括的整理を踏まえているにもかかわらず、残念ながら「一元的かつ単純化」されたものであるようにしか見えない。

そもそも、本書が「先行研究」として挙げているのは、「台湾と朝鮮の盲啞学校の来歴」に関するものに限られている(18-21 頁)。そのうえ、こうした先行研究に対して、「日本を含むこれら三地域の二〇世紀前半までの特殊教育が後進的であったことや盲啞教育の発展における格差が三国間で顕著に存在した原因を、統治者の政策のみに単純に帰するのは、研究上妥当でない」(19 頁)と著者は批判しているが、近年の植民地研究にあっては、本書も参考文献のひとつとして挙げている本書評冒頭の駒込武の研究成果を挙げるまでもなく、ここで言及されているような植民地的な問題を「統治者の政策のみに単純に帰する」ような研究はほとんどない(万一、そのような研究があるとすれば、それは著者が言うように「研究上妥当ではない」し、植民地研究ではそのように認知されるようになってきている)。その点、著者が指摘するように、「聾啞学校・盲学校の存続には理念や教育方法の開発、資金の獲得および社会的支持等、複雑な要素や多様な資源が有機的に絡んでいて、それぞれの社会において時宜と条件に合致した場合、存続できたと考えられる」(19 頁)という視点で考えるならば、その「複雑な要素や多様な資源」のひとつひとつに、

地域研究にとって、本書のような研究分野・ディシプリンの枠組みから、マクロな視点をもって地域の歴史的課題を分析するような研究手法には、学ぶべき点も多い。特に、他地域との比較によって地域間の差異や共通点を剔出し、当該地域の特質を見出そうとする方法は有効なこともあるだろう。ただし、そうした比較研究は、比較される地域それぞれに同程度の強度を持った綿密な検討が求められる。そのためには、研究対象となる地域と時期に関連する研究成果については範囲を広げてフォローする必要があるし、そうした研究成果から学び、自らの研究視角を補正・修正する必要も出てくる。そのように考えると、地域研究にとっては、自らの研究の「強み」でもあるミクロな視点から事象を見定めることだけにとどまらず、マクロな視点から研究の枠組みを構築し、研究対象地域の課題を広く共有していくことができるような研究を目指すことも必要だろう。本書が持つ課題を自らの研究課題としても受け止め、今後の研究に活かしていきたい。

|||||

鄭安君著

『台湾の外国人介護労働者—雇用主・仲介業者・労働者による選択とその課題』

明石書店、2021 年、186 頁

東アジアにおける介護・介護労働の意味づけと移民の争奪戦

横田 祥子

はじめに

本書は、著者が 2018 年に宇都宮大学大学院に提出した博士論文に、インタビュー結果を追加し、台湾の外国人介護労働者をめぐる課題の整理と提言を行うものである。

台湾では 1986 年より生産部門において外国人労働者の導入を開始した。そして台湾政府は 1992 年「就業服務法」を公布し正式に外国人労働者の導入を行うようになった。外国人労働者数は、年々増加しており、2023 年 12 月現在では、728,081 人に達している。外国人労働者が従事する主な職種は、製造業と介護労働である。本書は、外国人労働者の中でも介護労働従事者に焦点を当て、労働者・雇用主・仲介業者各々が置かれている状況と、制度の問題点を明らかにすることを目的としている。

台湾では、1951 年に 7.04 であった合計特殊出生率が、1984 年には 2.055 と人口置換水準の 2.07 を下回り、2023 年には 0.865 まで落ち込んでいる。急激に少子化が進行する一方で、台湾は 2018 年、65 歳以上の老年人口の比率が 14%に達し、高齢化社会に突入した。今後、2025 年には超高齢化社会を迎えるとみられている（国家発展委員会 <https://ppws.ndc.gov.tw/> 2022/8/22）。超高齢化社会への突入を目前に控え、介護労働人材の確保はますます深刻な課題となっている。

第 1 節 本書の概要

以下ではまず、本書の介護および外国人介護労働者の導入・依存の背景を概観していく。

「序章 問題の所在」では、東・東南アジア間の国際的労働力移動について整理をしている。台湾は外国人労働者導入の面では後発国であったため、先進事例から学び、「利益の最大化」と労働者導入にかかる「コストの最小化」を狙うとともに、不法就労の防止を厳格化した。その結果、外国人労働者に対して抑圧的な姿勢が取られてきたという。

また、どの国から労働者を導入するかについて、日本、韓国と比較をしている。日韓両国は、当初文化的ルーツを共有する日系人や朝鮮族を安価な労働力として受け入れてきたが、台湾の場合、中国からは労働者を導入していない。その代わりに、中国大陆にルーツを持つ、華僑・華人が一定程度、居住する東南アジアから労働者を導入している。

ほか、家事・介護労働はともにケア労働であるものの、台湾の外国人労働者雇用制度では分けて扱っている。にもかかわらず、台湾の雇用主は介護労働者にケア労働一般を求め、過重な負担をかけていることが後の章で指摘されている。

本書の目的として、外国人介護労働者の過酷な就労環境の実態を明らかにし、彼らが直面している課題と発生要因を考察すること、さらには雇用主、仲介業者の状況も把握し、外国人介護労働者の受け入れに発生している課題を解明することが挙げられている。著者は、介護労働をめぐる外国人労働者市場が、かつての買い手市場から売り手市場へと変化しており、今後十分な介護労働力を確保できなくなる可能性を示唆する。

「第1章 台湾における外国人介護労働者増加の背景—介護制度・資源との関係を軸にして—」では、介護労働者導入の社会的、経済的、制度的な背景が説明されている。まず、社会的な前提として、儒教の伝統が家族による介護を当然視し、「老人福利法」においても家族の介護義務が明記されていることを指摘する。経済的背景として、台湾では「家族賃金」が成り立たず、女性も働いてダブルインカムを得る必要があるため、介護労働力を雇用する必要があることを示唆している。

制度的背景として、2016年に策定された介護制度「長照2.0」の問題点を指摘する。第一に宿泊型介護施設の利用者に対して一部を除き補助が薄いこと、第二に家庭における外国人介護労働者雇用には、病院での付き添いができないという、ニーズに合わない労働制限がある。

2017年時点で、要介護者約56万人のうち4割以上が、家庭で働く外国人介護労働者の介護を受けている。こうした外国人介護労働者への依存は、台湾人介護労働者と比較した場合の賃金の低さや、他のコミュニティケアサービスの利便性の低さに原因があるとする。台湾人介護者の育成が急がれるが、介護労働に対する社会的評価が低いことや、介護労働が重労働であることが理由で人材育成が遅れている。

「第2章 介護労働者となる外国人女性の選択—労働課題と女性たちの行動—」では、まず介護労働者となった女性たちが、台湾を出稼ぎ先に選択した理由が述べられている。移住労働者は、母国と台湾の賃金の差や、情報へのアクセスのしやすさ、出稼ぎ先の魅力、働きやすさを考慮して行き先を決めているという。

次に、労働環境の問題点として、外国人労働者は労働基準法の適用外となっており、低賃金と過重労働を課されていることが、改めて説明されている。特に、雇用主が介護労働者と家事労働者を「混同」しており、労働者に長時間にわたる過重な労働を強いている。さらに、雇用主とその家族からの暴言・暴力や、要介護者の死亡による心理的ダメージ、プライベート空間がないといった問題がある。

最後に、労使問題が発生した時に、外国人介護労働者がとる抗議行動と、関連する制度が述べられている。2013年によく、労働者側による雇用主の変更申出を認め、60日以内に新たな雇用主が見つからない場合は帰国するという制度ができた。

「第3章 外国人労働者の失踪と失踪後の非合法介護労働—労働者と雇用主の不安—」では、外国人労働者の失踪が後を絶たない理由と、失踪者の非合法的な介護労働に依存せざるを得ない、

ケア労働へのニーズと制度上の不備が論じられている。失踪者数は、近年年間15,000人以上に上っており、失踪率は年々上昇している。失踪理由は労使関係において抗議が受け入れられない、仲介費用が高く返済の不安があるなどであるという。

失踪し不法滞在者となった労働者は、要介護者の「資格制」をとる介護制度のニッチを満たす働きをしているとして、著者は介護制度自体の瑕疵を指摘している。

「第4章 失踪問題の社会的意味—制度的弱者のジレンマと「総弱者化」の進行—」では、台湾の介護労働市場の変化を、東アジア・東南アジア諸国の動向と合わせて分析している。台湾の外国人介護労働市場は、2015年売り手市場へと変化した。それは、国際間での労働力確保競争が激化し、介護労働の需要が高まったことによるものである。その結果、台湾では介護労働者の量的、質的確保が困難になっているという。また、雇用主、仲介業者、労働者の三者とも、各々困難を抱えており、かつてのような雇用主と仲介業者が、労働者に対して優位な立場に立つ関係は崩れているとまとめる。

「第5章 弱者を作らないために何が必要なのか」では、台湾の介護・介護制度に対して3つの提言を行っている。台湾では外国人介護労働者の導入にあたり、「経済利益最大化」と「社会的コスト最小化」達成のため、より「厳格な管理」を求めてきた一方で、介護労働者の人材育成と活用を怠ってきたと指摘する。第一の提言として、人材を活かすために、介護労働者の生活環境を整備すること、健康保険を導入することを挙げる。第二の提言に、外国人介護労働者を介護制度に包摂することと、介護人材の育成の重要性を挙げる。第三の提言には、介護や介護労働に対する市民意識の改革を挙げ、介護労働者の地位向上を訴える。

以上が、本書の要約である。

第2章 本書の特徴

本書の特徴として、評者が読み取った点を挙げておきたい。第一に、本書は台湾の外国人介護労働者の導入の変遷を、グローバルな文脈において鋭く捉えている。1990年代以降、台湾は国内の単純労働のニーズに対し、外国人労働者を導入することで対応してきた。台湾では、ケア労働のニーズに対し、介護施設で要介護者が介護を受けるよう集約するのではなく、各家庭に介護労働者を雇用させ介護を負担させてきた。それから20年以上が経過し、東アジアの多くの国で少子高齢化が進んでおり、介護労働者の需要がますます高まっている。

第2章で、「台湾が出稼ぎの第一選択ではない」(p.60)という語りや、本来日本での労働を希望していたベトナム人女性のエピソードが紹介されていたように (p.61)、外国人労働者は、法律や費用のほか、出稼ぎ先の魅力や働きやすさを考慮し、出稼ぎ先を決定する。移住労働者が東アジアで出稼ぎ先を決定することや、東アジア諸国が外国人労働者を導入することは、全くもってグローバルな労働市場内で生じていることなのだと改めて確認した。

日本では、2000年代後半以降、留学やそれに伴う家族滞在、技能実習という在留資格を得た外国人人口が急増している。そして、留学、就労を経て永住資格の取得に至る移住過程が一般化

している（是川、2019:34-37）。

他方、台湾でも2022年「移住労働者永住政策」として、満6年の勤務年数と一定の賃金額を満たした外国人労働者は、雇用主が申請すれば「中程度技術人材」に昇格でき、さらに5年勤務すれば永住を申請できることになった（行政院 <https://www.ey.gov.tw/Page/5A8A0CB5B41DA11E/bad691ec-b013-4a38-9e35-92d2eff33623> 2022/3/4）。しかし、この政策は雇用主が外国人労働者に対し高い給与の支払いを保障するとともに、雇用主自ら申請する必要があるため、外国人労働者が永住資格の取得を果たすのは極めて困難であろう。著者は、台湾の外国人介護労働者制度を「利益最大化」「コスト最小化」と評しているが、外国人労働者の永住についても、中程度以上の技術を有し、一定水準以上の給与を得られる層にかぎり、その技術獲得・給与を雇用主に負担させようという政府の思惑が見て取れる。介護労働力の確保に限らず、少子高齢化による労働力不足を解消するため、台湾が今後どのような移民政策を取るのか、注視していきたい。

第二に、本書は介護労働者の労働実態を提示するとともに、失踪問題のメカニズムを解明した点も大きな特徴である。外国人介護労働者は、雇用主の労働者管理や介護労働の逼迫性から、十分な休暇を与えられていない。雇用主は、介護労働のみならず、家庭内のあらゆる家事や、場合によっては育児、さらには事業の手伝いをさせている実態が挙げられていたが、これは評者が台湾で目の当たりにしてきた状況そのものであった。ある介護労働者は、要介護者1名の介護に加え、雇用主の娘の乳児の世話をし、さらにその他の家事を行っていた。「いつ休みを取っているのか」という評者の質問に対し「“休み”とは何のことか」という質問が返ってきた。つまり、“休み”という中国語を知らなかったのである。

他に興味深かったのが、失踪し不法滞在者となった外国人介護労働者が、結婚移民をかたることで、合法的に労働するよりも良い待遇を得ている実態である。これは、外国人介護労働者が労働基準法の対象外であり、そのことを逆手にとり同一労働、同一賃金を獲得した戦略でもある。介護人材の安定的確保のためには、今後外国人介護労働者も労働基準法の恩恵を受けることになるであろう。

第三に、外国人介護労働者の雇用問題が、家族の問題や働き方の課題を示唆している点である。第2章で外国人介護労働者がストレスを感じる理由として、1ヶ月ごとに雇用主の兄弟姉妹宅を転々とするのが挙げられていたが、これは「輪照」（輪流照顧、順番に世話をする、の意）という、財産分与後に老親が子どもの家庭を順番に回り、世話を受ける慣習によるものである（横田2011、Stafford 2000）。高齢化社会においても、慣習に基づく対応がされており、それが外国人介護労働者のストレスを引き起こしている。

また、台湾人の働き方と介護負担の問題も考えさせられる点である。台湾では夫婦がダブルインカムを得ることが必須で、外国人の非血縁者を雇用し要介護者のケアを担わせるという形態が常態化している。しかし、今後移住労働者の争奪が激化していった場合、現在のような介護労働の外部発注は困難になるであろう。介護労働を外国人介護労働者に依存できない場合、どのように介護を分担するのか、いかにして働き続けながら介護をするのかという議論に発展していくものと思われる。そして、著者が指摘するように、介護・介護労働への社会的評価の改善が求めら

れることであろう。

以上のように、本書は台湾の外国人介護労働者の導入の課題を扱ったものであるが、その視点は日本を含めグローバルな労働市場の文脈で捉えており、少子高齢化社会の共通課題である介護人材の確保のみならず、移民の永住化政策を比較する材料を提供してくれている。

第3節 本書を読んだ上での疑問

次に、本書に対する疑問点を挙げておきたい。第一に、外国人介護労働者が契約とは異なり、家事労働を担わされていることについて、著者は「家事労働者と介護労働者を混同している」とし、その原因をまとめている (p.68)。確かに、家事労働も介護労働も人の世話をするケア労働に含まれ、労働の種類は極めて似ている。しかし、労働の種類の混同というよりは、明らかに一人で負担できないほどの労働を担わせていることから、外国人介護労働者を無制限に使役してよいという感覚に陥っているのではなかろうか。結局は、著者が提案するように、外国人労働者を労働基準法の対象とし、住居を別に確保することが求められよう。

第二に、外国人介護労働者の売り手市場へと変化したことにより、労働環境の改善に繋がったのであろうか。労働者側から雇用主変更を申し出ることが可能となって以降、具体的に労働環境の改善が見られているのか、疑問が残った。

第三に、移民の包摂と尊重をうたう多文化主義は、外国人介護労働者にどのように受け止められているのであろうか。台湾では1990年代より、結婚移民や移住労働者の支援や全般的な差別の解消を求める運動が行われてきた。そして従来の「四大族群」を前提としないコスモポリタンの多文化主義が勃興し、特に東南アジアを重視する「新南向政策」の下で再編されている。移民の文化的多様性を尊重し、移民と対話を試みようとする「移民フレンドリー」な姿勢は、リベラルな価値観の一つの体现となっている。

こうした「移民フレンドリー」な姿勢は、外国人介護労働者の労働や社会統合に、どの程度、役立っているのであろうか。また、こうした文化的環境は、外国人介護労働者が台湾を出稼ぎ先を選び、継続的に働き続ける上で、どの程度、魅力や誘因となり得ているのであろうか。第三の疑問は、本書の趣旨から外れるが、多文化主義、そして移民支援が外国人介護労働者の国際移動に果たす役割を問うてみたい。

参考文献

行政院,「重要政策 移工留才久用方案」

(<https://www.ey.gov.tw/Page/5A8A0CB5B41DA11E/bad691ec-b013-4a38-9e35-92d2eff33623> 2022/3/4)

国家發展委員會人力發展處,「中華民國人口推估(2022年至2070年)」(<https://ppws.ndc.gov.tw/> 2022/8/22)

是川夕,『移民受け入れと社会的統合のリアリティー—現代日本における移民の階層的地位と社会学的課題』勁草書房,2019年,pp34-37。

Stafford, C, "Chinese Patriline and the Cycles of Yang and Laiwang," in Janet Carsten ed. *Cultures of Relatedness: New Approaches of the Study of Kinship*. Cambridge: Cambridge University Press, 2000, pp.37-54.

横田祥子,「台湾漢族の高齢者の扶養形態—『輪食』から『輪照』へ—」『貿易風—中部大学国際関係学部』6、2011年、

pp.62-76.



三尾裕子編著

『台湾で日本人を祀る——鬼^{クイ}から神^{シン}への現代人類学』

慶應義塾大学出版会 2022 年 xix + 351 + 11 頁

実証的アンチ／ポストインペリアル民族誌の試み？

沼崎 一郎

本書は、「日本神」すなわち「日本人に由来する靈魂が神として祀られているケース」(ix 頁)に関する全島的なサーベイと個別事例のフィールドワークに基づき、「なぜ台湾の人々が、このように異民族、しかもかつての植民地支配者をわざわざ神として祀るのか、といういわばとてもシンプルな問い」(x 頁)に答え、日本神信仰を「戦前の日本への賛美や親日と結論付けるのではなく」(xi 頁)、それが根差している台湾漢人の「信仰や文化の在り方、また日本による支配、日本に由来する様々な観念やモノが今日もつ意味などを掘り下げる」(xi 頁)ことを目的とする日台共同研究と民族誌映画制作の報告書だ。本書の構成と各章の執筆者は以下の通りである(章の副題／訳者名は省略)。

まえがき 三尾裕子

序 章 台湾の民間信仰と日本神 三尾裕子

第一部 メディアと観光の中の日本神

第一章 英霊と好兄弟のあいだ 藤野陽平

第二章 台湾の日本神をめぐる信仰と観光 原英子

第二部 民衆の記憶と日本神

第三章 田中綱常から田中將軍への人神変質 林美容・三尾裕子・劉智豪

第四章 植民地経験、戦争経験を「飼いならす」 三尾裕子

第三部 台湾の在来宗教信仰と日本神

第五章 廟神の出自により儀礼に差異は見られるか 山田明広

第六章 台南市内における日本人の神々 陳梅卿

第七章 漂流物が神となる 林美容

補 章 日本神信仰と出会う 遠藤協

あとがき 三尾裕子

「日本神」の分布

「日本神」一覧

各章の内容と注目点

序章では、日本神の全体的な傾向性と、これを生み出した台湾漢人社会の民間信仰体系の特徴が概観される。まず、日本神は「日本を出自とする伝承」があり、「祠廟や民宅で奉祀され」かつ「神像あるいは神位」を有し、「顕霊して霊威を顕す」とともに「現世利益的な効果を及ぼす」と定義される(6頁)。該当する「三六種、四九か所」の事例の大部分が「男性神」、主に軍人・警官で、「軍人の多くはアジア・太平洋戦争¹と関係した死者」だ(7頁)。彼らの霊が怪異現象を起こし、あるいは誰かの夢枕に立ち、その存在を知らしめる。そして廟などに祀られると「人々の願い事に対して靈験を顕していく」(9頁)。これは、異常死を遂げ「鬼」と化した靈魂が祀られて利益を施す「陰神」^{イムシン}となるパターンである。対照的に、生前の高い地位と功績によって「正神(陽神)」^{チアシン ヨンシン}となった日本神もある。その代表が第三章で詳論される「田中將軍」だ。また補章で詳述される「義愛公」も、自殺によって鬼と化した警官が生前の村人への献身によって正神として祀られた例である。陰神たちも、修行して正神へと出世することもある。いずれにせよ、日本神は台湾漢人社会の神観念と神格化のプロセスに忠実に則って誕生しているというのが序章の主張だ。

それゆえ日本神を「戦前の日本への賛美や親日」の表れと見るのは誤りだと力説するのが第一章である。司馬遼太郎『台湾紀行』や小林よしのり『台湾論』に見られる台湾の民間信仰に対する無理解とそれが元での誤解、日本の新聞報道における「自己犠牲の神が村から慕われるという物語」(57頁)の強調を批判し、日本神に与えられる將軍や元帥という称号は台湾では日本とは異なり下級神の尊称であること、戦死した軍人は日本的に「英霊」なのではなく台湾的に「鬼」であること、そして日本神の多くが「大家樂」などの賭け事に勝たせてくれる陰神であることから、「日本の植民地統治を感謝しているのではなく貧富争といった日常の問題解決が求められている」(73頁)と結論づける。日本神信仰を日本統治賛美の証しと「誤読」するなというわけだ。

第二章は、「海府大元帥」を祀る高雄の紅毛港保安堂の歴史と現状を紹介する。この廟は1923年に漁師が海で人の大腿骨を拾って祀ったことに始まるが、1946年に海で拾われ「海府尊神」として祀られた頭蓋骨が「38にっぽんぐんかん」の艦長だったという童謡の託宣が1990年に出て、「頭蓋骨の主である日本人探しが始まる」(90頁)。そして最終的に2018年、インターネット上で見出された資料から、この艦は「第38号哨戒艇」でその艦長は「高田又男」、総員145名が戦死したと判明。以来、「保安堂を祭祀する台湾の人々と日本人との交流や訪問や観光はますます頻繁になっている」(104頁)。「電気仕掛けで大砲が動き、明かりが点く」(95頁)軍艦模型の展示もだが、海上遶境法会に「軍人コスプレの若者たちが参加」(101頁)したり、その後の宴会に「日本の歌謡曲を歌っている歌手たちのステージ」(100頁)が設けられ、これらが目当ての見学者も多いことは興味深い。台湾らしいなと感じるのは、評者だけではあるまい。

第三章は、田中綱常という歴史的人物の靈魂が直接一台湾女性に憑依して「田中將軍」として祀られるに至った「抓^{チュアチー}乱成神」事例の歴史民族誌的考察である。田中は牡丹社事件の直後1873年と1874年に調査のため台湾に派遣された経験を持ち、1895年の領台後は澎湖列島行政長官、台北県知事などを歴任し、1896年には貴族院議員となって離台、1903年に死去している。その

霊がある女性に初めて憑依したのが1985年、彼女が紆余曲折を経て田中將軍を自宅で祀り始めるのが1988年、屏東枋寮に東龍宮を建立したのが1998年であった。2017年には田中綱常記念館をオープンしている。この女性は息子とともに憑依した霊の来歴を歴史資料に探って田中綱常だと確信するに至り、田中の子孫との交流も始めている。その過程は「いかなる民族、国家とも無関係な、一種の民衆による台湾の過去と日本との関係への自発的な探索」(111頁)すなわち「民衆史学」(128頁)の実践であり、そこでは国民党政権の「国家史学」(127頁)を排して「信仰者が信仰を構築すると同時に、主体的に歴史を構築してもいる」(128頁)のだと主張される。そしてそれが可能だったのは「幸いなことに台湾の戒嚴令解除と同時期」(132頁)だったからだ。

第四章では、屏東東港で、なぜ日本統治時代の火葬場跡地という「台湾の漢人にとって二重の禁忌の場」(157頁)に日本神を祀る廟が建てられたのかが検討される。廟の建立者によると、鵝鑾鼻沖でアメリカ軍に撃沈された駆逐艦に乗船していて戦死し、東港で火葬された日本軍人が祭祀を要求した。祀られるようになると当地で見られた怪異は収まり、祀られた日本軍人も鬼から神へと変わりつつある。この過程は、「支配者が占有し、台湾漢人の世界観において制御不能で忌避されるべき空間」を「祭祀行為を通して台湾人がコントロールできる空間へと変貌」させ、「今日の地域社会や人々の生活の中に編入し、利用していく過程」であって、植民地支配という「暴力的な過去の『飼い慣らし』として捉えることが必要」だというのが本章の結論である(160頁)。

第五章は、日本神と中華神の祀られ方が異なるか否かを、屏東の東龍宮および台南の慶隆廟の道教儀礼とその他の儀礼における祭祀実践の詳細な比較を通して明らかにする。道教儀礼は「日本神を祀る廟で行われようと、中華神を祀る廟で行われようと、いずれにおいても基本的に変わらない」(190頁)し、その他の儀礼においても日本式の神輿や日本酒が用いられるなど「見かけだけのいわば軽微な変化は見られるものの、従来の在り方を根底から覆すような大きな相違が見られることはない」(201頁)ことから、「台湾の人々にとっては廟神が何であろうと関係なく、自分たちに利益・恩恵をもたらしてくれる限り、従来と同じやり方で同じように信仰し祭祀するのである」(205頁)と結論され、それゆえ日本神は特異な存在ではないことが示唆される。

第六章は、台南地方に顕著な戦時中に墜落死した日本兵を祀った7事例について、文献やインターネット上の情報と聞き取りおよび観察の結果とを用いて、その成り立ちと変化の様相を詳細かつ重層的に記述している。7事例の成立年は、1つは不詳であるが、5事例は1951年、1950年代、1960年前後、1969年、1971年と確実に戒嚴令下の時代であり、最も遅い事例も1980年代であるので、台湾政治の民主化・台湾化が始まる以前に台南では旧日本軍戦死者の祭祀が始まっていたことになる。「戒嚴令が敷かれていた当時では、日本軍を祀ることは危険だった」にもかかわらず「ひそかに神像が一柱彫られ、しかも神像は日本軍服を着用していた」例もある(220頁)。その背景には「台湾の庶民にとっての戦争の体験」(258頁)があった。それは「心理的に傷つけられた記憶」であり、「墜落は砲撃とつながり、死亡は英雄か敵かを問わず、恐怖の集合的記憶でしかなかった」にもかかわらず、国民党の「脱日本化」政策の下で庶民は「戦争の傷と死亡の恐怖が慰められることがなかった」ために、「死亡現場あるいはその近辺に怪奇なことが起こると、すぐに亡霊の祟りを連想した」というのである(258頁)。

第七章は、日本神を事例として扱いつつも、日本神に限らず、海上あるいは水上の「漂流物が神になる現象と意味」(265 頁)を分析し、神性の要因として3種の外来性を析出する。第一は、単純な外部者性である。荷蘭公主信仰など古来のものから、洪水で流されたフィリピン人男性労働者の遺骸が収容された地にフィリピン廟が建てられたという近年の例まで、外部者が神になる場合がある。第二は、「水上漂流という性質に含まれる外来性」(293 頁)である。なんらかの神秘的な力が台湾に漂着させたのだという「民俗思考」(293 頁)が、そこに働いている。第三は、「抽象的で、形而上的な外来性」(294 頁)である。たとえば、「天神地祇の外にある人鬼」(294 頁)が帯びている「周縁のカテゴリーの危険性」(295 頁)がそうであり、これが「祭祀の対象となるための重要な文化的な文脈」だというのである。そして日本神はこの3種の外来性を備えていると、本章は結論づける。

補章では、著者のひとり藤野陽平とともに日本神の民族誌映画製作に携わっている記録映像作家の遠藤協が、「私たちが『調査』と称して日本神を訪れたとしても『日本人が日本人に再会する』という構造をなかば自動的にもってしまうということに気がついた」結果、この構造に取り込まれた自分自身が「日本人として日本神信仰をどのように体験したのか」を反省的に考察している。注目すべきは、枋寮の龍安寺「先鋒祠」に祀られている海軍軍人・樋口勝美についての遠藤の思いである。寺の主神である観音菩薩が童叢に「樋口が台湾に留まることを希望しているのに加え、彼に観音につき従って修行するようにと指示した」という逸話に「心を動かされた」(324 頁)と遠藤は言う。29 歳で戦死した樋口が「若く、未成熟で、可能性に満ちており、生きていれば様々な人生を選択することができる年頃だったからこそ、観音の下で修行することを選び、神界で成長し続けるというストーリー」(325 頁)が台湾の人々に受容されたのだらうと遠藤は想像する。そして「高齢の日本人の男女が祠の前で『君が代』を歌っている様子」のスマホ動画を見せられた遠藤は、「彼らの行いを、台湾の民間信仰の文脈からみたときに、誤読しているといい切れるだろうか。彼らの文脈からすれば、彼らなりの正当なやり方で、この祠と向き合っているに他ならない」と考える(327 頁)。さらに「若くして死ぬこと、とりわけ親より先に死ぬことを日本では逆縁と呼び忌避されるが、死後の青年の成長の物語には、こうした逆縁のくびきを乗り越える優しさがある。私が先鋒祠に感じる明るさは、青年の死者の成長を見守るこの地の人々の優しさに由来しているのではないだろうか」(326-327 頁)と思いを巡らすのだ。

あとがきで、編者の三尾裕子も、台湾の人々が「必ずしも日本神信仰が日本統治のプラス評価の証左と信じる『日本人』のまなざしを否定しているわけではなく、「否定も肯定もしない、違いがあることをわかりつつも、折り合える部分を共有できればよい、というスタンスではないか」と書く(337-338 頁)。そして「日本神信仰は、台湾の漢人が長い歴史の中で、様々な外来者との間に経験してきた接触、交渉、軋轢の一部として、彼らの文化的な枠組みの中で解釈され、その解釈が彼らの信仰のすそ野を押し広げてきたのだ」(338 頁)と結ぶ。

批判と再解釈

以上、本書の織りなす物語を評者なりに辿ってみた。以下、評者が疑問に感じる点を指摘した後、本書が提供する豊かな民族誌的記述の評者による再解釈を提示してみたい。

第一に、本書は冒頭で掲げた「シンプルな問い」に十分答えているかという点だ。この問いは「シンプル」ではなく、(1)なぜ、(2)異民族である日本人を、(3)しかも支配者（植民者）であるにもかかわらず祀るのかという、質を異にする3つの問いに分解できる。(1)については、崇りなどの怪異を鎮め、現世利益を得るためという単純明快な答えが随所に出されている。(2)については、個別論としては戦死した日本兵と戦争についての庶民の記憶という答えを第六章が出しており、一般論としては3種の外来性という答えを第七章が出している。しかし、(3)については、「民衆史学」という答えが第三章で、また「飼い慣らし」という答えが第四章で示唆されているが、いささか説得力に欠ける。民衆史学について言えば、戒厳令解除後の台湾では、政治の民主化と台湾化という流れのなかで、国家史学そのものが「認識台湾」へと大転換を遂げたことの影響がもっと重視されるべきではなかろうか。また「飼い慣らし」について言えば、鬼から神へ、陰神から陽神へという移行過程は中華的なパンテオンへの日本霊の包摂であって、神界における中華インペリアルリズムではないかという疑念さえ浮かぶ。また、田中將軍を除き、日本神のほとんどは、生前には台湾人に対して危害を加えなかった、あるいは温情を示した下級軍人・警官である。その彼らをも「支配者」と同一視してよいのだろうか。さらに、「台湾の人々にとっては廟神が何であろうと関係なく、自分たちに利益・恩恵をもたらしてくれる限り、従来と同じやり方で同じように信仰し祭祀する」(205頁)とすれば、そもそも(2)、(3)を問う必要はなかったということにならないか。特に(3)は、「被支配民族が支配民族を祀るのは不自然だ」という著者らのアンチインペリアルな前提（偏見？）が生み出したもので、「台湾の人々の視点から読み解く作業」(337頁)には不要なのではないか。もし(3)を本格的に追求するなら、支配者同士の比較、たとえば帝国日本と国民党独裁体制との比較が必要となろう。外省人・国民党兵士の神格化は見られないのか。そうだとしたら、それはなぜか。もし見られるなら、いよいよ(3)は無意味な問いにならないか。

第二に、第一章が特にそうだが、「日本神信仰が日本統治のプラス評価の証左と信じる」(337頁)一部の日本人を「実証的に」論駁しようという素朴なアンチインペリアルリズムが強すぎないだろうか。それゆえ、第五章に顕著のように、ことさらに日本神信仰の台湾漢人文化的性格が強調される。しかし、日本神信仰が台湾漢人の宗教文化に根ざしているか否かということと、日本神信仰が日本統治のプラス評価の証左となるか否かということとは、次元の異なる問題だ。前者の肯定から後者の否定を論理的に導き出すことはできない。台湾的な信仰実践と日本統治のプラス評価が両立する可能性もあるからだ。領台の「治績」が正神の根拠とされる田中將軍は、その好例ではないか²。それゆえ本書が「通俗的な親日台湾の言説を、具体的なフィールドデータにより批判することに成功している」³とは、評者には思えない。

第三に、せっかくの日台共同研究でありながら、ポストコロニアル研究とポストインペリアル研究との対決も接合も見られない。旧日本軍の「軍服を着用した神像」が「中国式の披風（マン

ト)をかぶっている」(219頁)などは、ポストコロニアル理論が提起したハイブリディティの典型ではないか。さらに、日本神信仰が戒厳令解除後の台湾で特に隆盛を見せたとすれば、またそれが民衆史学の顕在化だとすれば、それはポスト日本コロニアリズム現象というよりポスト国民党コロニアリズム現象と見なすべきなのではないか。

評者には、樋口勝美信仰に神界で成長し続ける若い魂のストーリーを読み込む補章が最もポストインペリアルな考察を展開しているように見える。ポストインペリアル研究が目指すべきは、いまさら司馬遼太郎や小林よしのりを批判することではなく、様々なメディア上で展開される日本神をめぐる多様な物語を、現代的な文脈に即して読み解くことだからだ。とりわけ東日本大震災以後、日本人の台湾観・台日関係観には大きな変化が見られる⁴。震災時の台湾からの支援に対する「謝謝台湾」感情は、若い日本人の日本神言説に大きく影響してはいないのだろうか。

次に、評者の再解釈を2つ提示してみたい。1つは、義愛公信仰は植民地支配に対する抵抗だという読みである。もう1つは、大家楽は国民党支配を「出し抜く」社会实践であって、その手助けができたのは中華神ではなく日本神だったという読みである。

義愛公は、台湾人村民のために「上級役所に税の軽減を上申したが、逆に彼は村民を先導して納税拒否をさせていると誤解され、戒告処分を受けた」(18頁)後に自殺した森川清治郎という領台初期の警察官が、死後21年も経ってから村民の夢枕に現れて疫病から村民を守ったことから、村の守護神として祀られたものだ。補章で、遠藤協は生前の森川の写真から強い印象を受けたと語っている。集合写真の中で「他の警察官が靴あるいはブーツとみられるものを履いているのに対して、森川だけが脚絆に草鞋履き」(312頁)だったというのである。サーベルを下げた「警察大人」でありながら「脚絆に草鞋履き」の森川は村民に親近感を与えようし、彼の行動と非業の死は植民地支配と搾取への抵抗の象徴として相応しかったがゆえに、日本統治下の台湾で「台湾式」に神として祀るに値する日本人だったというアンチコロニアルな解釈ができるのではないか。二・二八事件の記憶も新しい戒厳令下の台南で祀られた日本軍人も同様に、直近の国民党軍人と対比されて、アンチ国民党コロニアリズムの象徴になったと見なせるのではないか。

大家楽は「政府が発行していた宝くじの当選額が販売額の半分を下回り、また高い等級の当たりくじが非常に少なかったため、民間業者が新たな当たり番号を設定して売り出して、大口の投資家のみならず、ちょっとした小金をもつ庶民の爆発的な人気を博した」(27頁)ものだが、これを低俗な賭博と見てはいけない。むしろそれは、宝くじの形を借りた徴税を拒絶し、国民党政府に金を巻き上げられるくらいなら自分たちの間で金を回そうという台湾社会による「国家を出し抜く」行為だった。そして、そのような政府への反抗に加担してくれるのは陰神しかありえず、なかでも国民党政府から最も遠いゆえに日本神が最強だった。こう考えると、これも台湾民衆のアンチ国民党コロニアリズムの発露と解釈できよう。さらに、大家楽の衰退が国民党独裁の終焉と重なったために、日本神を頼る必要がなくなり、参拝者は減った。その一方、政治の大転換に伴う植民地時代の再評価は、日本神信仰の公然化を可能にした。

最後に、本書が台湾の日本神信仰に及ぼし得る影響と日本神の今後を展望してみたい。

本書は、台湾で日本神を祀る廟の関係者にも読まれるに違いない。彼らは、どのように反応するだろうか。日本の読者はどうだろう。日本神の「台湾性格」の強さは「日本なるもの」の台湾社会への浸透度の深さの証拠とも読める。読み方次第で、著者らの意図を超えて、本書を日本神礼賛の正当性根拠として使うことさえ可能かもしれない。本書が台日双方の読者に対してどのような「再帰性」を発揮するか、注目したいと思う。

評者も参加した一昨年9月の北海道大学における本書の「書評会＋民族誌映画『軍服を着たカミサマ』上映会」⁵の直前、「不正常的な死」を遂げた安倍晋三元首相の銅像が高雄の紅毛港保安堂に建立され、話題となった。これが単なる顕彰に終わるのか、それともこれは神格化の始まりであり、新たな日本神が誕生するのか、目が離せないのではなからうか。

本書では一貫して「アジア・太平洋戦争」という名称が説明抜きで使われているが、本書に登場する語り手たちが「あの戦争」を何と呼んでいるかは台湾の人々の戦争記憶の重要な手がかりである。聞き取ったままに記述されるべきではなかったろうか。

田中綱常は、牡丹社事件から領台初期という日本軍による暴力が最も激しかった時代の軍人・植民地高官である。にもかかわらず、この点が祭祀者によって強調されないことは、侵略と早期の植民地暴力の記憶が1980年代には忘却ないし希薄化されていたことを示唆するのはないか。

中生勝美「書評 三尾裕子編著『台湾で日本人を祀る——鬼から神への現代人類学』」『アジア研究』69 巻 1 号、2023 年、83 頁。

沼崎一郎「令和日本の「台湾論」？——NHKドラマ『路～台湾エクスプレス～』が描く台湾、日本、そして台日関係」『東方』480 号、2021 年、2-7 頁。

<https://www.imc.hokudai.ac.jp/rfmc/event/202209/002834.html>

|||||

湊 照宏・齊藤 直・谷ヶ城 秀吉著

『国策会社の経営史——台湾拓殖から見る日本の植民地経営』

岩波書店、2021 年、280 頁

戦前の国策会社は、戦後の第三セクターと同様に、儲からなかった

やまだ あつし

はじめに

台湾拓殖株式会社（以下、台拓）は、1936 年に設立され、1946 年に解体接收された日本の国策会社である。日本植民地期台湾における有力企業の一つであり、涂照彦『日本帝国主義下の台湾』（東京大学出版会、1975 年）や梁華璜『『台湾拓殖株式会社』之成立過程』（『国立成功大学歴史学報』第 6 期、1979 年）を先駆として、研究されてきた。研究以外にも、三日月直之『台湾拓殖会社とその時代——1936－1946』（葦書房、1993 年）という元社員によるノンフィクション形式での証言も注目された。

しかしながら台拓に限らず、日本植民地における国策会社の研究は、設立および政策遂行過程とそこでの利害の調整を重視していた。一方で、株式会社であること、すなわち税金に頼ることができないので資金調達が必要であることは、軽視されてきた。資金調達に注目した研究であっても、資本市場までは着目していなかった。それは国史館台湾文献館から 2008 年に刊行された『台湾拓殖株式会社档案論文集』に掲載された諸論文でも同じであり、台拓と政策との関係を重視した一方、株主や社債権者などの資金提供者は視野に入っていなかった。

本書は台湾に残されていた『台湾拓殖株式会社档案』、すなわち台拓の内部文書に依拠しながら、台拓の経営を株式会社という側面、すなわち資金調達がどのように行われたかと、資金を提供した資本市場と国策会社との関係性はどのようなものだったかを明らかにした画期的な研究である。

本書の概要

本書の概要を紹介しよう。目次と各章の著者は以下である。

序章 分析対象としての台湾拓殖（湊 照宏・齊藤 直・谷ヶ城 秀吉）

第 1 章 国策会社の概念規定と分析視角——国策会社の本質は何か（齊藤 直）

第 2 章 設立経緯と政府——何が期待され、どのように制度設計がなされたか

（谷ヶ城 秀吉）

- 第3章 事業展開と金融構造の概観 ——どこから資金を調達し、何に使ったのか (湊 照宏)
- 第4章 株式による資金調達と株式市場 ——国策会社の資金調達は容易であったのか
(齊藤 直)
- 第5章 社債発行と金融機関・政府 ——金融機関・政府は協力的であったのか (齊藤 直)
- 第6章 国策性事業の展開 (1) ——いかに低収益であったのか (湊 照宏)
- 第7章 国策性事業の展開 (2) ——「国益」と「私益」をどのように両立させようとしたのか
(谷ヶ城 秀吉)
- 第8章 政府出資と補助金 ——低収益はどのように補われたのか (谷ヶ城 秀吉)
- 第9章 内部資本市場としての国策会社 ——どのような機能を果たしたのか (湊 照宏)
- 終章 台湾拓殖から見る日本の植民地経営 (湊 照宏・齊藤 直・谷ヶ城 秀吉)

これら各章は、書き下しの序章と終章を除き、著者らが共同研究を重ねながら、既発表の論文群に大幅な加筆を加えてまとめたものである。

各章の内容を紹介しよう。序章は、本書が「資源配分をめぐる市場の役割と、政府によるそれへの介入の是非という、近年においても重要な課題」(3頁)を念頭に、「市場と国家の中間領域」に存在する「国策会社が、いかに制度設計され、どのような市場環境の下で経営され、最終的にはどのような経緯を辿った」(3頁)かを、内部資料が多数残っている台拓を事例として問うものであると説明した後、台拓の事業概要や研究史を整理説明し、最後に本書の課題と構成を紹介している。本書自身は、本書の課題を「(1) 台拓の国策性事業が、如何に低収益であり、その遂行にいかに大きな困難がともなったのか、(2) 台拓の資金調達がいかに困難であったのか、(3) 遂行に多大な困難が伴う国策性事業に取り組むために、同社がいかに苦心し、具体的にどのような措置を講じたのか、といった点を明らかにする作業を通じて、国策会社としての組織としての本質を析出する」(15頁)と述べている。

第1章以降は、本書15-16頁に適切な要約が行われているので、それを参考として手短かに紹介する。第1章から第3章までは、分析の前提となる内容を提示する章である。第1章は、国策会社の定義を説明した上で、それに基づく国策会社の分析視角を提示している。第2章は、台拓設立の局面に着目して政府が台拓にどこまで関与しようとしたかを検証した章である。1920年代における国策会社設立計画にまで遡って整理するとともに、台拓の組織や資金調達の仕組みを政府はいかに構築したかを検討している。第3章は、財務諸表に基づき、台拓の事業概要を概観するとともに、事業を展開するための資金調達はどのようなものであったかを概観する章である。収益の下支えを期待された台湾総督府現物出資事業の停滞、収益性の悪化、増資による事業構造の再構築の取り組みを俯瞰的に把握するものである。

第4章と第5章は、台拓の資金調達について詳細に検討する章である。台拓が(先行研究の想定と異なり)資金調達を実行する上でいかに多大な困難に直面したかを示すことを課題としている。第4章は、台拓と株主ないし株式市場との関係を論じる。台拓の民間株主(法人、個人)の時系列変化を確認した上で、株主の動向を検証し、増資準備過程で台拓が株主の維持にどれほど

腐心していたかを明らかにする。第5章は、第1回の社債発行における政府保証と発行条件をめぐる金融機関・政府との交渉過程を取り上げ、台拓の社債発行に対して金融機関・政府が協力的だったのか、発行準備が円滑に進展したのかを検証する章である。

第6章と第7章は、台拓の国策性事業について検討し、それがいかに低収益ないし高リスクであったのかを示す章である。ただし本書は国策会社の組織としての本質に迫ることが目的であるので、台拓が関与した事業の網羅的な記述はせず、代表的な国策性事業にのみ着目して検討している。第6章は、国策性事業が全体として低収益であったことを確認した上で、フランス領インドシナでの鉱物資源開発を目的とした事業の実態を明らかにしている。第7章は、広東と海南島における占領地経営に関係する諸事業について、そこでも収益性向上により「国益」と「私益」を両立するための取り組みがなされていたことを明らかにしている。

第8章と第9章は、国策性事業の遂行にともなう経営業績の低迷を前提として、その状況下においても台拓が経営を存続しえた要素について分析した章である。第8章は、低収益を補うための制度的な対応を取り上げている。台湾総督府から現物出資により獲得し、収益源として期待された事業の実態を明らかにするとともに、補助金の獲得をめぐる政府・軍部との交渉を検討している。第9章は、台拓が複数の関係会社を設立したことを踏まえ、それを内部資本市場としてとらえた章である。ブタノール製造事業などを事例に、直営事業と分社化の選択について検討し、台拓が内部資本市場での資金の配分を駆使することで、限られた資金をいかに効率的に用いようとしたかを論じている。

終章は、本書の分析の結果を総括し、その意義について議論するとともに、台拓が戦後の台湾経済に残した影響（の小ささ）についても論じている。

本書の評価点

本書で最も評価できるところは、涂照彦以来の国策会社に関する我々の思い込み、すなわち「政府の付与した法的な特権や国策会社というイメージが資本市場の信頼を醸成し、国策の遂行に必要な事業資金を安易に調達し」（192頁）、その膨大な資金と法的な特権をもとに植民地で強力に国策を遂行する機関、という誤解を正したことである。そして会社組織であれば、純民間会社であれ、準国策会社であれ、国策会社であれ、資金調達が重要であり、戦時下であっても自由自在に活動できるわけではないということを、実証的に明らかにしたことにある。

国策会社と似たような組織を戦後日本で探せば、第三セクターという組織を思い浮かべることができる。公営（都道府県営、市町村営）でなく民間でもない、公的機関の発案にて民間資本を入れながら公的な事業を遂行する第三の企業群ということで、まさに都道府県策ないし市町村策の会社であったし、株式会社形態のものが多かった。今でこそ純粋な民営化が推進され、新設は少なくなっているが、まだ多くの第三セクターが存在する。では第三セクターは業績好調かと言えば、そういうイメージを持つ人は少ないだろう。意図通りの経営ができずに多額の負債を抱え、税金を投入して清算という事例は少なくない。会社としては業績好調であっても、設立目的の事

業は万年赤字で、それを別の収益事業で補っている例もある。脱線話になるので詳細は省くが、青森県にかつて南部縦貫鉄道という鉄道ファンには有名なローカル鉄道があった。この会社も収益事業（現在も盛業中）で稼いだ利益を、町策・村策として建設された利用客僅少の鉄道へ投入し続けた、第三セクターであった。

第三セクターと認識すれば誤認しないのに、国策会社と認識したとたん誤認してしまう。それだけ国家というのは大きな存在なのか。それとも南満洲鉄道（以下、満鉄）という例外的に業績良好な国策会社（今で言えば、JR 東海だろうか）の存在が大きいのか。本書 4 頁では、関西国際空港会社設立をめぐる経営史学者のエピソードを紹介している。この経営史学者も、満鉄が資金調達できたのだから、関西国際空港も国策会社の形態で資金調達ができるはずだと思い込んで、当時の中曽根首相を説得した。だが実際には第三セクターの例に漏れず、関西国際空港会社は、経営も資金調達も不振であった。本書がより多くの人に読まれ、そのような思い込みが減るとしたら、それだけでも本書は現代的意義を持つ。民営化が推進される今の日本はさておき、世界にはまだまだ多くの国策会社があるからである。

他にも評価できることとして、戦前の企業史解明への貢献である。個別企業の実態解明は、様々な企業で行われている。そして台拓は、国策会社としては満鉄や東洋拓殖株式会社（以下、東拓）よりも小規模ではあったが、これだけの規模の会社の社内文書が残っており、今ではインターネットで自由に閲覧可能であるという、他には得難い存在である。しかしながら文書が残っているからと言って、それだけで企業史分析ができるわけではない。会社規模が大きければ大きいほど、そして会社の営業区域が広範囲であればあるほど、事業内容が多様であればあるほど、会社経営の全体像を把握するのは困難であり、粗い概観でなければ、会社の個別事業へと焦点をあてたものに留まってしまう。台拓もそのような会社であり、第 8 章や第 9 章が指摘するように、内部資本市場での資金の配分を駆使、悪く言えば粉飾をし、蛸配当をしながら、事業を継続していた。そのような会社の解明は至難の業である。それは『台湾拓殖株式会社档案論文集』でも同様であり、個別事業の分析に留まっている。一方で本書は、気鋭の 3 名の 15 年余りにわたる共同研究が成果をあげている。株式会社としての台拓経営の全体像を明らかにできたのではないだろうか。

本書への指摘点

以上の通り、台拓の社内文書に依拠しながら徹底した実証で台拓の経営を明らかにした本書であるが、収益源としての台湾総督府の現物出資について、気になったことがある。本書の成就と比べれば小さなことかも知れないが、指摘しよう。

台拓の当初の収益源となった社有地経営について、第 8 章で論じている。そこでは台拓の社有地経営が、東拓の社有地経営と比べて収益で劣っていたことが指摘されている。その原因の一つとして、180 頁で日本人借請人の増加を指摘している。「(昭和)十三年契約更新ノ際一部内地人ヲ加ヘル等関係者ノ入替ヲ行」なっており、その「日本人の大部分が自らこれを耕作するのではなく、中間小作人として転貸していた」。中間小作人の収入源は、「転貸した小作人から収められ

た小作料と台拓に支払う貸付料の差額となるから、貸付料を民有地の平均小作料まで引き上げることは、彼らの収入を圧迫することにつながる」ので、貸付料の引き上げが容易でなかったのである。

確かに台拓の収益の観点から見れば、東拓が行ったようにこの手の中間小作人は徹底的に排除すべきである。しかしながら日本人の台湾進出（移民）は、台湾領有以来の「国策」であったことは無視できない。特に明治大正期の台湾統治は、日系資本が台湾糖業で覇権を握った一方で、1910年代の官営移民事業に代表されるように日本人を進出させてようとしては失敗を繰り返す歴史であった。台拓の社有地となった台湾総督府の官租地にしても、総督府がこれらの土地を把握したのは1905年に終了した土地調査事業なのに、それを国策会社の収益事業として用いようとしたのは、本書第2章が指摘するように1925年頃になってからである。それまで官租地は、不要存置林野すなわち「官有未墾ノ原野」（47頁）とともに、日本人移民の進出先として考えられていた。しかしながら移民が進展しないまま年月が経過する中で、（それまでは第2章注4のように一部議員の提案に留まっていた）官租地や原野を国策会社の収益事業として用いる案が浮上したものである。

したがって、1930年代になってやっと日本人の台湾進出が徐々にではあっても拡大する中で、日本人借請人が増加することは台湾総督府にとっては、例え、国策会社の台拓の経営に問題が生じたとしても、推進すべき「国策」であった。中間小作人という形であっても、日本人の台湾での生存空間拡大には相違ないからである。それなりに日本人の進出が進んでいた朝鮮（の東拓）とは、前提が異なっていたと考えるべきであろうし、小作料の物納（東拓）、金納（台拓）の違いを含め（日本人借請人にとっては、耕作者から小作料を物納させ、台拓に金納する形が利益を大きくし易い）、社有地経営において台拓の自主性が発揮できる余地は、かなり小さかったと考えるべきであろう。

続いて倍額増資について。営林所事業が現物出資される過程が、判然としない。第4章が株式に焦点を当てており、倍額増資について「株主の信認を得るだけの配当を実現しうる増資額が重要」（96頁）であり、具体的な資産内容について台拓側からは希望が付されていないことを指摘するのにとどめられている。とはいえ、営林所事業を収益源としてのみとらえる（例えば70頁の図表3-8）ことにはやや疑問がある。台湾総督府側がなぜ営林所事業を現物出資したのか、少しは検討して欲しかった。第2章では当初、不要存置林野についても現物出資をしようとしていたことを指摘している（47頁）とはいえ、営林所事業は台拓設立時への現物出資の範囲外とされていた普通行政区域外でも展開されており、第2章での議論の延長というにはやや無理がある。収益源としての現物出資なら鉄道事業でも専売事業でも良かったはずである。台湾はタバコと塩だけでなく、酒（日本本国のアルコール専売と違い、飲用の酒の専売であった）やアヘンや樟脳も専売であり、台湾総督府側に現物出資の選択肢は多々あった。

本書が資料として依拠している『台湾拓殖株式会社档案』は、今日でこそインターネットで公開されているが、以前はあとがき 263 頁が記す通り、国史館台湾文献館で閲覧し複写するしかなかった。さらにその前は、複写されたものが中央研究院に置かれていた。中央研究院では閲覧可能だったが、少なくとも外国人は複写できなかったと記憶している。

1997年、私は中央研究院で『台湾拓殖株式会社档案』の複写物を見たことがある。すごい資料だと感じた半面、見ても何も理解できなかった。全体を見ても理解できないので、個別事業の一つである石炭業（56頁で言及されている）の資料をまとめて読んだ。戦時下での炭鉱の実態を知るには興味深い内容であったが、とてもこれだけでは論文を書くことはできそうにないと思きらめた。それだけに、本書のような画期的な研究としてまとめられたことに対し、著者3名への敬意を率直に表したい。

|||||

洪郁如著

『誰の日本時代—ジェンダー・階層・帝国の台湾史—』

法政大学出版会、2021 年、ix + 294 頁

「もう一つの日本時代」—日本統治期の民衆層の歴史的経験—

松田 京子

はじめに

本書は、『近代台湾女性史—日本の植民統治と「新女性」の誕生—』（勁草書房、2001 年）をはじめ近代台湾における女性のあり方について刺激的な論考を発表し、台湾女性史研究を牽引してきた著者が、日本による植民地統治期の台湾について、これまで「書かれなかった、語られなかった民衆層の歴史的経験」（v 頁）に焦点をあてて、「日本時代」を改めて問い直そうとした珠玉の著作である。本書については、すでに多彩な評者による書評が、次々と公刊されており¹、その反響の大きさがうかがえる。また著者である洪郁如と北村嘉恵との本書をめぐる対談をもとにした読み応えのある文章「誰の台湾史—生きられた歴史からの問い—」²も広く公開されている。このような状況の中で、二番煎じになることを恐れつつ、本稿でも、まずは本書の概要を紹介し、その後、評者なりのコメントを述べたい。

本書の概要

まず本書の目的は、「はしがき」において明瞭に示されている。本書では、植民地社会で学校教育を受けることのなかった民衆層、とりわけ「不可視化されてきた女性たち」（vi 頁）の経験に焦点をあてて、日本統治期の台湾について戦後史を視野に入れつつ論じることが目指されている。さらに第一章「理解と和解の間—「親日台湾」と歴史の記憶—」では、本書の目的を支える問題意識が詳述されている。すなわち 1990 年代以降、日本社会で大きな影響力をもつ「親日台湾」という図式とそれを裏打ちするものとして扱われることが多い台湾人の過去の歴史に対する「非批判的な語り」について、主に二つの観点から考察が加えられる。一つは日本社会で流通する日本統治期の台湾に関するイメージが、主に戦前に日本教育を受け日本語を駆使できる「日本語人」を前提としており、その「日本語人」が語る日本社会への発信力を意識した「日本語テキスト」に過度に依拠してきたという指摘である。そこには、日本統治期の台湾社会において、むしろ多数派であった民衆層すなわち「非日本語人」の存在が不可視化されているという批判が込められている。二つ目は、台湾社会における「日本時代」の歴史認識に関する世代間の差異についてである。戦前世代、国民党統治下の世代、民主化後の世代の中に走る歴史認識の断層とその要因が

検討され、そこから「[われわれの過去]を明快に語れない苦しみそのものが、数世代にわたり刻印された植民地主義の傷痕」(20 頁)であると指摘され、「非批判的な語り」を安易に「親日」に結びつける傾向が批判される。その上で「この断絶を縫い合わせるため」にも、「植民地支配下の台湾史叙述を再構築するという未完の課題」(19 頁)への取り組みが、第二章以下で目指されていくことになるのである。

そして第二章「読み書きと植民地－台湾の識字問題－」では、「識字」問題に着目し、植民地政府による公学校の設置により、伝統的に台湾社会で「識字」教育を担ってきた書院が次第に衰退していくが、公学校は住民負担の原則に貫かれており、また絶対数が不足していた。そのため教育を受けることができない多数の学齢児童が、地域差とジェンダー格差を伴いながら存在したことが統計資料などを駆使して説得的に語られている。次に第三章「植民地の法と慣習－台湾社会の女兒取引をめぐる諸問題－」では、台湾における「養女・媳婦仔・査某嫗」という女兒取引の習俗に焦点があてられる。これらの習俗に対し植民地政府は、戸籍登記と「慣習法」の確立によって介入し、国際的な婦女売買禁止運動の高揚とも関連して「査某嫗」身分の法的廃止など制度的な変革は行われたが、実態の改革には消極的であった。また新しい思潮に触れた台湾人エリートたちも、彼らの家庭生活は彼女達存在によって成り立つという状況であったため、習俗の改革運動を積極的に行うことはなく、「養女・媳婦仔・査某嫗」の習俗は、名称を変えながらも温存されたという。

その上で第四章「近現代台湾女性の識字とエンパワーメント」では、公学校での教育機会に恵まれず、「養女・媳婦仔・査某嫗」の習俗とも深く結びついた女性達が取り上げられて論じられる。その意味で第二章、第三章の記述は、第四章の前提もしくは伏線をなしていたともいえる。1901年に彰化街の労働者家庭に生まれ家族全員が非識字者という状況の中で育った謝雪紅、1918年に清水武鹿庄に生まれ生後五ヶ月で養女に出された呉廖儉の経験から、正規の学校教育から排除された彼女達が、いかに「自学自習」を行っていくのかが述べられる。そのような「自学自習」の最大の特徴として、「学習時間と空間の非連続性」「学習内容の雑多性」「教師となる対象の不特定性」といった「断片化された学習形態」があるという(100 頁)。しかしこのような「自学自習」は強い学習意欲に裏打ちされており、彼女達は身に付けた識字能力を発揮していく。呉の場合は、子供の命名を行ったことに強い自負をもち、さらに御神籤の解説や新聞の朗読によって社会と繋がっていき、謝の場合は、独学の成果への自信と劣等感が表裏一体となった状況の中で「千辛万苦を経て」「思想」や「主義」を手に入れ革命家となっていく(107 頁)。このように植民地台湾で学校教育の外に置かれた女性が、自力で獲得した識字能力によって力を発揮していく様が、聞き取りや自伝などの資料を駆使して説得的に描かれており、本書の中でも出色の章だと思われる。

そして第五章「植民地台湾の製帽業に見られるジェンダー・階層・帝国」では、第四章と同じく謝雪紅と呉廖儉の経験に寄り添いながら、日本統治期の女性の労働問題に焦点が当てられる。そのねらいは、近代化の賞讃や日本統治期に対する肯定的評価を相対化するために、台湾の労働者層の視点とくに女性労働者の視点から、異なる位相の「日本時代」の歴史的記憶を論じること

にあるという。謝と呉の経験からは、彼女たちの働きぶりや、労働現場の実態、それへの思いが訥々と示され、そこから「本島婦人の副業」として日本統治の「恩恵」として語られてきた制帽業が、いかに低賃金の子供や女性の過酷な労働に支えられたものであったかが浮かび上がってくる。その一方で著者は、このような労働搾取の状況のもとでも楽しみを見つけ、人生に前向きに向き合う女性の姿も描いている。

第六章「帝国日本のなかの女性の移動－台湾を中心に－」では、帝国日本における女性の移動について、まず全体的な傾向や移動のメカニズムが示されるとともに、その具体像が謝雪紅の経験に即して論じられる。そこから男性に比べると圧倒的に少数であった女性の移動は、日本人女性、台湾人女性ともに「縁故型」の移動という共通性をもつが、とりわけ日本人女性にとっては、本国での支配的な社会規範から脱出を試みる際の新たな選択肢として植民地への移動があったという。そして、このような支配側の女性の生活を保障したのは、植民地獲得にともなって植民地に生み出された日本人男性向けの多くのホワイ・カラー職の就職口であり、いわば日本列島の外部に「外付けの中産階級」(159頁)が作られたという。

第七章「戦争記憶と植民地経験－在台日本人女性の日記から－」では、第六章でも論じられた帝国日本における女性の移動の問題が、ここでは日本人巡査の妻として1936年に台湾に渡った日本人女性・開原緑に焦点をあてて論じられる。1945年に日本「内地」に引き揚げるまでの開原緑の台湾での生活は、戦争に大きな影響を受けることになるが、その状況について、彼女が書き残した未公開の日記の分析から具体的に述べられていく。とりわけ1941年の夫の出征後の留守家族同士の親密な交流や空襲が激しくなり緊迫していく雰囲気など、日記の語りとして語られない部分から、筆者は戦時期の日常と非日常の緊張関係を読み取っていく。さらに筆者は第六章とも関連して、「外付けの中産階級」の生活を送った開原緑が、戦時期に、例えば日記を書くといった「わたしの時間」を享受できたのは、「戦時中の「植民地」という特殊な条件下で、妻や嫁の規範からある程度、解放された結果」(205頁)であるとし、その一方で「外付けの中産階級」の出現は、台湾現地の青年の階層移動と密接に関連しており、これらの連鎖についての考察のさらなる必要性を訴えている。

第八章「ある台湾人少女の帝国後－嶺月の文学活動と脱植民地化－」では、まず戦時期の教育の中で「少国民」とされた子供達は、日本帝国の支配領域に広がっていたということへの注意喚起が図られると同時に、台湾の「少国民世代」は日本「内地」の歴史的文脈とは異なり、1945年の「終戦」を挟んで日本教育から中華民国教育への転換・接続を余儀なくされたという点に注意を払う必要があるという。そしてこの章では、具体的には1945年時点で小学生であった作家・嶺月に焦点をあてて、「少国民世代」の脱植民地のあり方が、彼女のライフ・ヒストリーと文学作品から分析されている。

最終章の第九章「戦後の台湾農村における学歴と教職」では、戦後台湾での義務教育の実現により教育の機会が拡大していく中で、台湾の農村家族にとって学歴の獲得がどのような意味を持ったのか、彰化県芳苑郷の「康家」を事例として社会史・家族史的手法で具体的に論じられている。日本統治期には学校教育の周辺部におかれていた農村の台湾人家庭においても、戦後

教育の中で、学歴とそれに関連する人脈の形成が出身家庭の経済力を補うようになり、とりわけ「教職」が魅力的で手が届く堅実な選択肢となっていく様相が生き生きと描き出されているといえよう。

本書の意義とコメント

本書を通読して改めて印象に残るは、戦前の台湾社会では、むしろ大多数を占めた「非日本語人」の経験に基づいて、日本統治期の歴史を再構築しようとする筆者の強い意志だ。そこでは、「日本語人」と「非日本語人」の経験を対立的に扱うのではなく、これまで語りの外に置かれた「民衆層の歴史的体験」を、「日本時代」に関する歴史認識を構成する重要な要素として語ることで、「日本時代」の理解をより深めることが目指されている。

だが、その際、「日本時代」の民衆層（「非日本語人」）の多くは、学校教育から排除された人々であり、その識字能力と関連して、文字資料の残存状況という歴史学的研究手法にとっては、大きな壁が立ちほだかる。そのような壁を乗り越える手段として、著者は一方で統計資料など植民地政府が公刊した資料等を駆使して全体的な傾向をしっかりと踏まえながら、他方で「口述歴史」を活用して具体的で豊かな記述を展開したといえよう。

このような記述が可能となった背景には、周知のように、「戒厳令」解除後の台湾社会において、それまで沈黙を強いられてきた二二八事件、五〇年代白色テロルといった受難の経験をいかに社会化するのかという課題とも密接に関連しながら、1990年以降、展開されてきた「口述歴史」の採集活動の蓄積があったといえる³。とりわけ第四章、第五章で語られる呉廖儉の経験は、『清水阿嬤：戴著観音耳機的吳廖儉』（遠景出版、2010年）に依拠しながら記述が進められているが、『清水阿嬤』は「南瀛文學獎」の受賞者でもある郷土作家の呉念融が、呉廖儉に行ったインタビューをもとにしたものであり、全編に翁君菱によるソフトなタッチの挿絵が施されている。筆者が述べるように、『清水阿嬤』は「「おばあちゃんのお話（阿嬤的故事）」という女性のライフ・ヒストリーを記録する運動の精神」（120頁）を受け継いだものであり、おそらく「おばあちゃんのお話」を孫世代が読むことへの期待が込められた、親しみやすい「絵本」である。資料的な意味での本書の功績の一つは、歴史学的な分析対象としては、ともすれば見過ごされがちな、このような「絵本」というスタイルの書物を資料として読み込み、そこから豊かな記述の可能性を示した点にあるといえよう。謝雪紅の自伝に関しても、著者がいうように革命家としての謝雪紅への注目から政治運動に身を投じた謝の活動を描写する後半部に研究者の関心が集まりがちな反面、あまり分析の対象となつてこなかった前半部を「非識字労働者層による日本時代の歴史の記憶」（119頁）に関する資料として読み込んでいく。この営みもまた、ある種の資料の「再発見」という価値をもつものと思われる。

そしてこのような公刊された「口述歴史」とともに、筆者自身による聞き取り調査の成果や筆者によって見いだされた未公刊の資料も「経験」を語る重要な資料となっている。第四章に登場する筆者の外祖母・江香、第七章の論述の主要な対象となる筆者の義母の母・開原緑、そして第

九章で調査対象となる「康家」については、次女・康婉、長男・康武恭、四男・康武強、そして三男・康武屋の長女・康芳芬、妻・張菊美に対して筆者自身による聞き取り調査が行われている。「康家」の記述に関しては、1951年に小学校に入学した四男・康武強が、当時を思い出して綴った未刊稿の「回想録」も貴重な資料として活用されている。そのことにより、聞き取り調査の際、学校に通いたいと思ったことがあるかという筆者の質問に対して、「めっそもない（不感想）」(260頁)と答えた次女・康婉(1923年生まれ)の置かれた状況が、日本統治期の農村部における初等教育機関の貧弱な状況、女性教育に対する通念、家庭の経済状況を背景として説得的に描かれている。そして戦後に小学校に入学した三男・康武屋、四男・康武強が中等学校以上の学歴を身に付けやがて「教職」に就く状況が、一方では統計資料等を駆使して示される義務教育、中等教育への進学率といった全般的な傾向と、「武家」の家庭労働力や経済状況の変化、そして本人の学習意欲や進学意欲といった諸条件が交叉した結果として鮮やかに描き出すことに成功している。民衆層の歴史的経験を論じる時に「家族史」の観点の重要性が唱えられて久しいが、本書においてもその点を充分、意識した記述になっていると思われる。

そして「あとがき」で語られるように、本書は著者自身のある種の「家族史」でもある。三澤真美恵がすでに本書の書評の中で言及している点であるが⁴、筆者が自らの「家族史」を辿って、警察官として新竹に駐在した義祖父(第七章の開原緑の夫)と日本人警察官から暴力を受けた彰化の外祖父(第四章の江香の夫)が、「日本時代」の台湾で支配側と被支配側に分かれて生活していたことに思いを致す記述は圧巻である。第九章で示された「康家」の人々に対する聞き取り調査も含めて、おそらく信頼に基づく親密な関係性を基盤とした丁寧な聞き取りと未公開のいわば「家族」の資料の掘り起こしは、本書の記述に圧倒的な具体性と説得力をもたらしたといえよう。

とりわけ筆者の1925年生まれの外祖母・江香のエピソードは、第四章において謝雪紅や呉廖儉の事例とともに、その記述に豊かさを加えるものとなっているが、生涯、学校教育を受けることがなかった江香は、還暦を迎えた後に「自学自習」で読み書きを覚え、その能力を生活維持に活かせるようになったという。その江香の姿と江香が耳で覚えた日本の童謡を間違いなく披露する様相から、読み書きの力を「日本時代」からずっと、彼女がいかに強く渴望していたかを筆者は読み取っていく。そしてそこから、日本による植民地支配は、そのような植民地住民の「渴望」に答えるものではなかったということが逆に浮かび上がってくるのである。

さらに1990年代になって、遊びに訪れた筆者の日本人の友人に対して、自分の顔を指さしながら江香が「メ」「ハナ」「ミミ」「クチ」と、「日本時代」に耳で覚えた単語を披露する姿に筆者は「若い日本人に対する精一杯の挨拶」(106頁)を読み取る。本書を通読して、江香の「精一杯の挨拶」が、どのような歴史的背景を背負っているのかを認識した上で、江香が「精一杯の挨拶」をする姿に思いを致す時、その「挨拶」にいかに応答するのかは、第一章で筆者が述べている「非批判的な語り」を安易に「親日」に結び付けるべきではないという主張および「あとがき」で示された「互いの過去の歴史に向き合い、理解を深めるといふ、本当の意味での和解」(289～290頁)に至る道筋との関連で、まさに熟考すべき課題であると思われる。

ここまで主に本書の記述を支える資料の特徴と「家族史」というアプローチの有効性という観

点から本書へのコメントを述べてきたが、ここからは本書に対する質問もしくは本書から触発された問題関心を述べたい。まず1点目は「日本語人」が語る「日本時代」と、本書で示された「非日本語人」の「日本時代」が、どのような関係を取り結ぶのかという点である。とりわけ本書が主張するように「非日本語人」が戦後の台湾社会の主流となっていくこととの関連で、そのことを「戦後」の経験も組み入れた形で検討する必要があるだろうと思われる。この点とも関連して2点目は、日本統治期の台湾原住民の経験、彼ら・彼女らにとっての「日本時代」を、本書で示された議論にどのように接続させるのかという点である。周知のように日本統治期に台湾原住民の多くが居住した地域は「特別行政区域」として、漢民族系住民が暮らす「普通行政区域」とは空間的にも制度的にも切り離された統治体制のもとに置かれており、初等教育の状況も異なっていた⁵。「特別行政区域」と「普通行政区域」、さらに台湾原住民社会の中にも何重もの分割線を引く形で実施された植民地支配のもとで、台湾原住民は、本書で示された「もう一つの日本時代」(287頁)とも構造的に異なる位相の経験を強いられたといえよう。そして彼ら・彼女らは、戦後の台湾社会においてもマイノリティであった。

それぞれの「日本時代」が、これまである種「普遍化」されてきた「日本時代」への追加に留まるのではなく、単に並置されるのでもなく、主導権争いをするのでもなく、有機的な関係が織りなす総体としていかに再構築するのか。

本書は、「日本時代」に関する既存の歴史認識に対して、抜本的な揺さぶりを成し遂げた。上記で述べた点は、本書への問いというよりは、本書の成果を受けて、今後の日本統治期をめぐる台湾史研究にとっての大きな課題であると思われる。

最後に、本書との関連で個人的なことを述べることをお許しいただきたい。私は2000年代後半から、日本統治期に幼少期・青年期を過ごした一組の台湾人夫妻、とりわけ妻である台湾人女性に対する聞き取り調査を行ってきた。日本統治期に中学校と高等女学校に通った経験をもつこの夫妻は、まさしく「日本語人」となるだろう。私が長年、インタビューさせていただいたこの女性は、戦後の台湾社会における五〇年代白色テロルの受難者であり女性政治犯としての投獄された経験をもつ人でもあった。1930年生まれの彼女と、本書に登場した呉廖倫さん、江香さん、康婉さんらは、台湾という土地でかなり重なり合う時間を生きたといえる。だが「日本時代」を「日本語人」と「非日本語人」として異なる位相の経験をし、「戦後」台湾社会における経験も大きな距離があるものだったのだろう。経験の位相の違いを大切にしつつ、孤立させるのではない歴史記述をいかに進めるか、この課題は2022年に鬼籍に入った彼女に対して、私が負った課題であると本書を読み終えて改めて痛感している。

注

- 1 管見の限りでは、『日本思想史研究会会報』第38号(2022年3月)に掲載された武知正晃による書評をはじめ、三澤真美恵(『中国研究月報』第76巻第5号、2022年5月)、橋本恭子(『歴史評論』第872号、2022年12月)、松金公正(『東アジア近代史』第27号、2023年6月)、豊田明子(『アジア教育』第17巻、2023年11月)など、本書公刊から2年のうちにすでに多数の書評が発表されている。また上記のような学術誌の他に、例えば小

2 洪郁如・北村嘉恵（新田龍希、構成）、「早稲田大学台湾史研究所ワーキングペーパーシリーズ」第2号、
2023年3月。

3 松田京子「植民地研究の展開と「文化」研究」（『日本思想史学』第48号、2016年9月）。

4 三澤真美恵「書評 洪郁如著 法政大学出版局『誰の日本時代—ジェンダー・階層・帝国の台湾史—』（『中国
研究月報』第76巻第5号、2022年5月）。

5 松田京子『帝国の思考—日本「帝国」と台湾原住民—』（有志舎、2014年）。

|||||